

第2期吉川市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

※第4章の各教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、現時点の案を入れております。
今後、量の見込みと確保方策については数値や表記の仕方などの変更があります。

令和2年1月
吉川市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く状況	4
1	人口と世帯の状況	4
2	婚姻・出産等の状況	8
3	就業の状況	10
4	子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について	12
第3章	計画の基本的な考え方	14
1	基本理念	14
2	基本施策	15
3	計画の体系	16

第4章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制 ……	17
重点施策1 幼児期の教育・保育事業の充実 ……………	21
重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実 ……………	27
第5章 子ども・子育て支援施策の展開 ……………	41
施策1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために……………	41
施策2 安心して妊娠、出産、育児ができるために……………	45
施策3 安心して子育てができる生活環境を整えるために ……………	48
第6章 計画の推進 ……………	50
1 計画の推進体制……………	50
2 計画の進捗管理……………	51
3 計画の周知及び広報……………	52
4 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取り組み……………	52

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国においては、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援」するという新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。

当市では、新制度に基づき「吉川市子ども・子育て支援事業計画（H27～H31）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待、子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

また、全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の対応や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

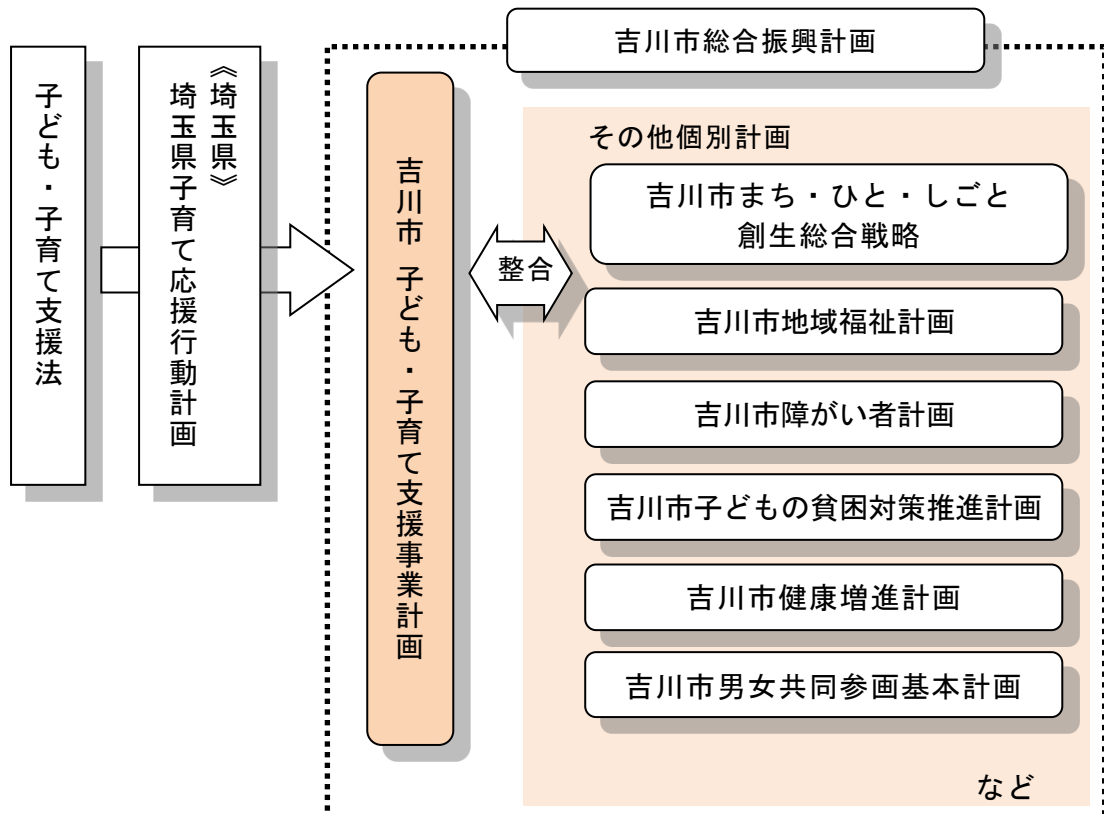
こうした流れを踏まえ、第1期計画に引き続き、当市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期吉川市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、当市における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定をします。

■ 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画									
					第2期計画				

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく吉川市児童福祉審議会による審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 吉川市児童福祉審議会による審議

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく合議制の機関として、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に当たっては、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

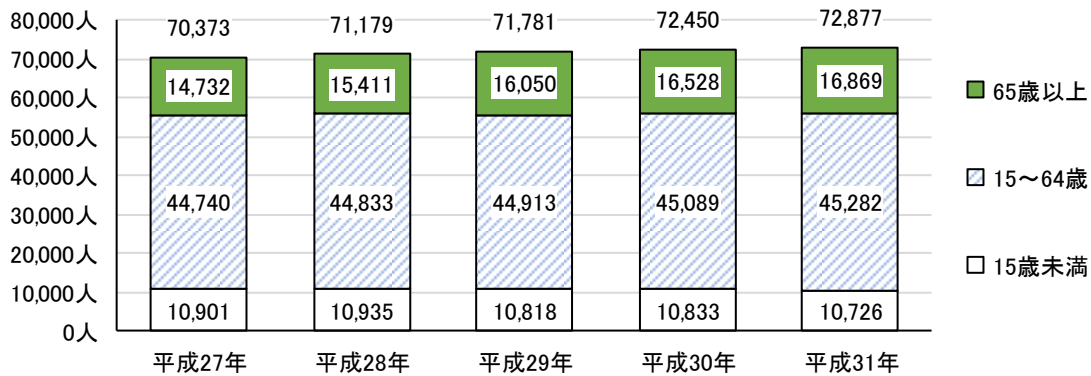
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、平成31年4月1日現在、72,877人となっています。

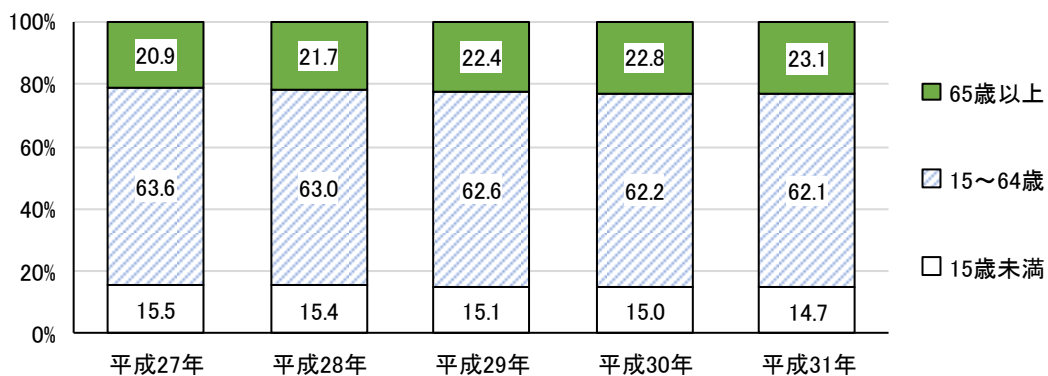
年齢3区分で見ると、65歳以上の高齢者人口、15～64歳の生産年齢人口は増加しているものの、15歳未満の年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



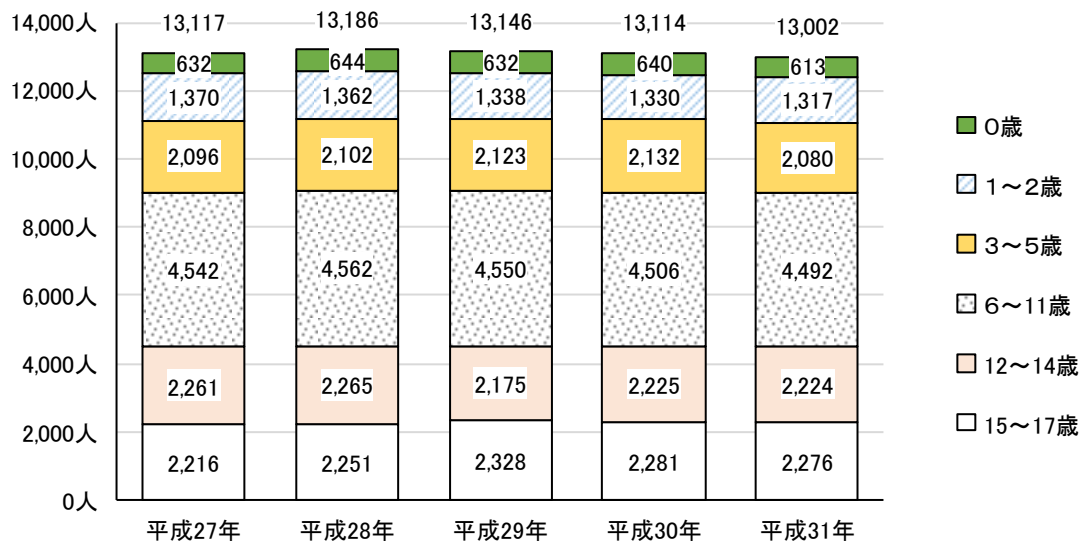
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数

当市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で13,002人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は4,010人、6～11歳の小学生児童数は4,492人、12～14歳の中学生児童数は2,224人、15～17歳の児童数は2,276人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、減少傾向となっています。

■ 児童数の推移

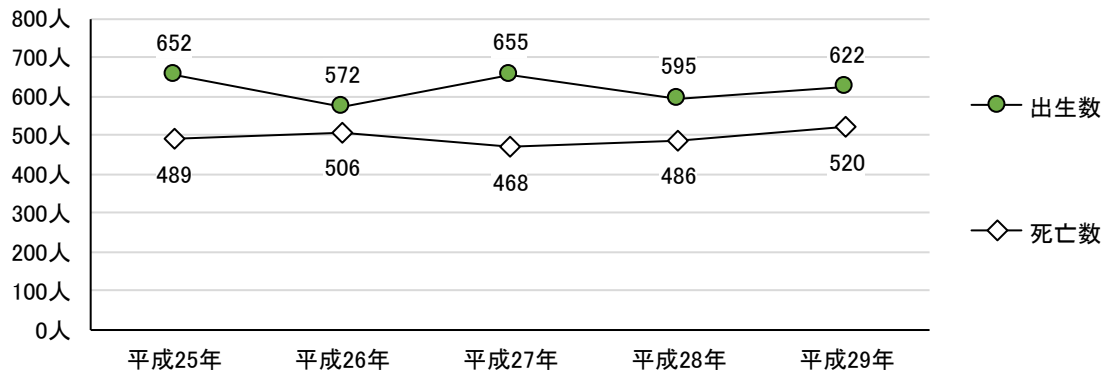


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態

当市の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数が死亡数を上回る傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

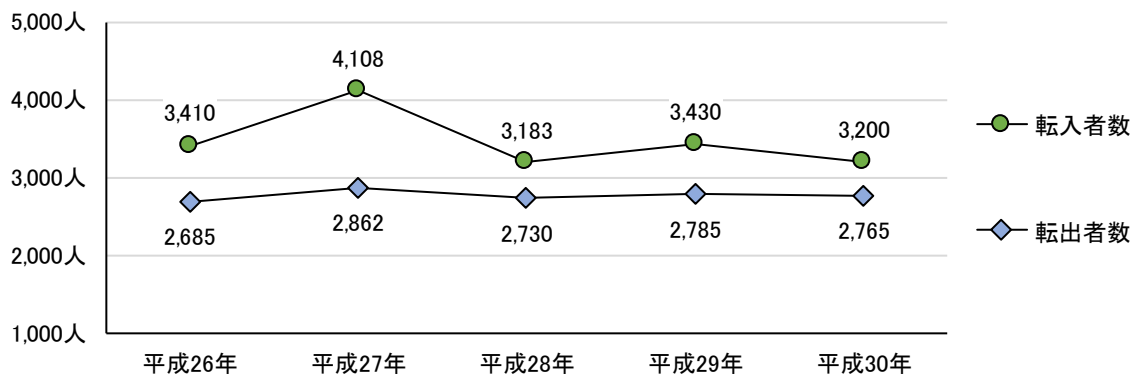


資料: 埼玉県保健統計年報

(4) 社会動態

当市の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っています。また、平成28年以降は、転入者数と転出者数ともに、横ばいとなっています。

■転入者数及び転出者数の推移



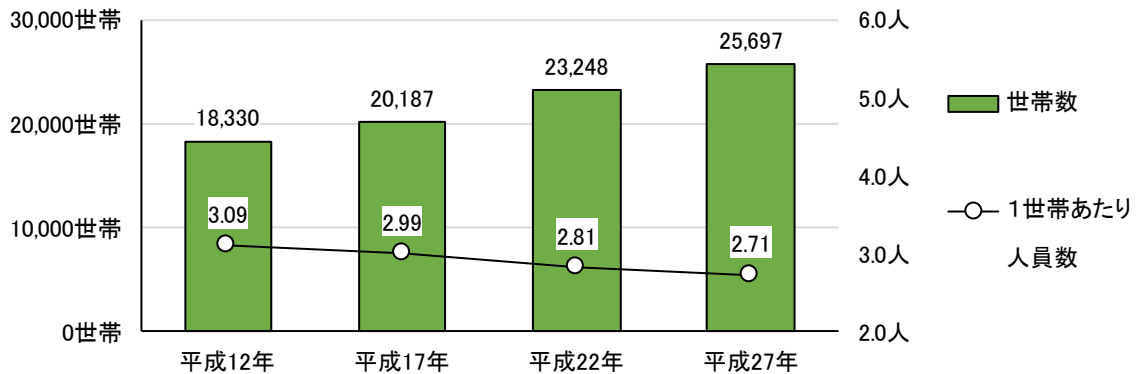
資料: 埼玉県推計人口(月報データ)

(5) 世帯数

当市の世帯数は、年々増加しており、平成27年には25,000世帯を超えています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



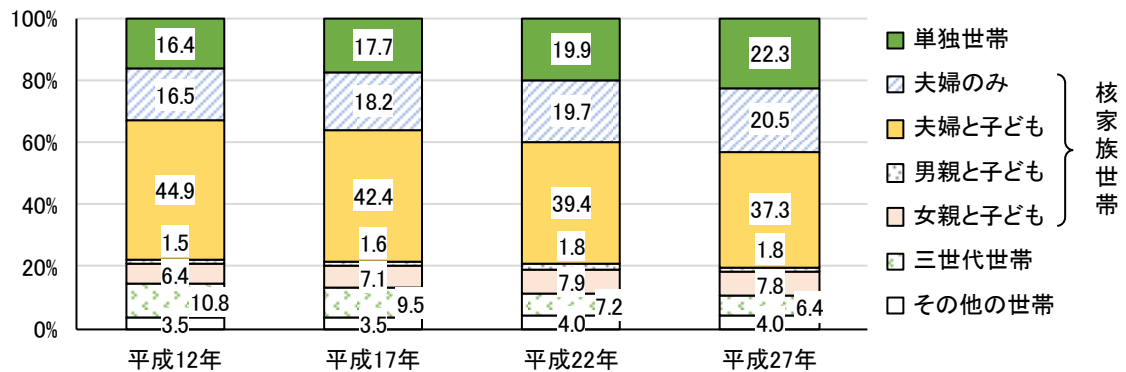
資料：国勢調査

(6) 世帯類型

当市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しており、単独世帯と核家族世帯のうち夫婦のみの世帯が平成27年に20%を超えています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



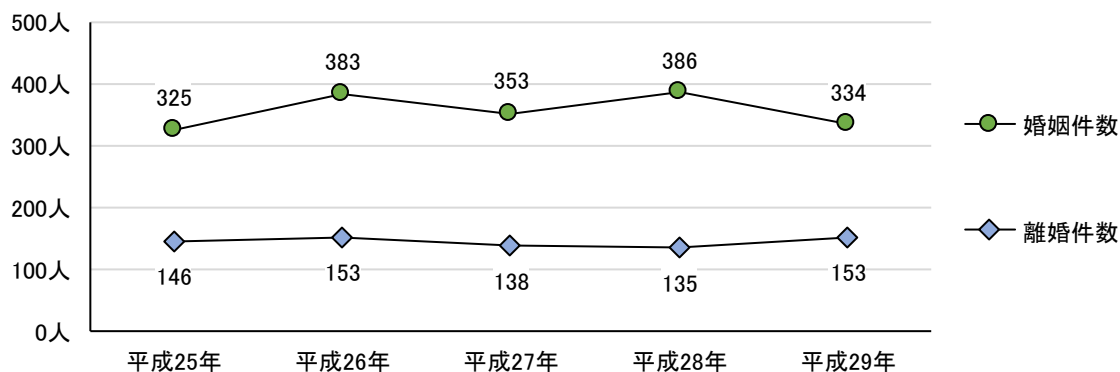
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

当市の婚姻件数は横ばいで、平成 29 年では 334 件となっています。
また、離婚件数は横ばいで、平成 29 年では 153 件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

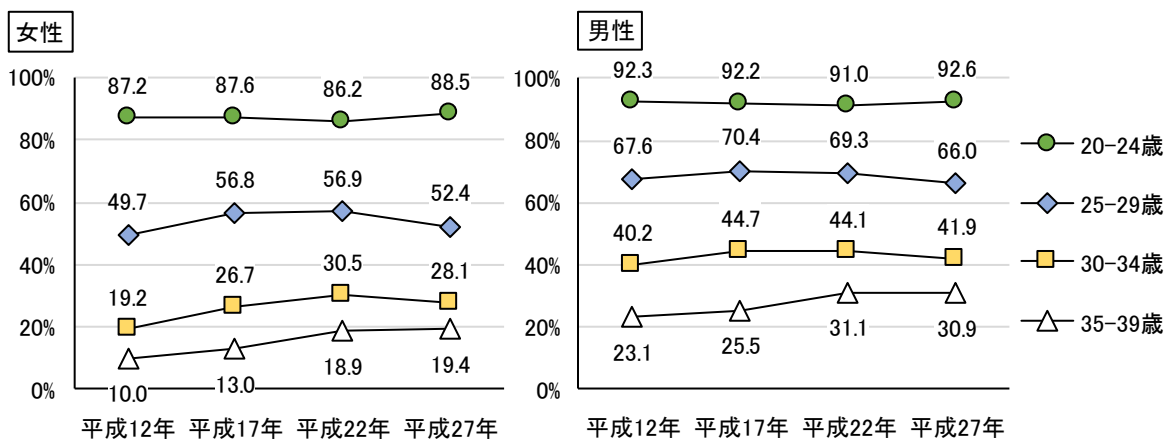


資料: 埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。平成 22 年までの 10 年間は、30 歳代の未婚率の上昇が、男性、女性ともに大きかったのですが、平成 27 年では減少または緩やかな増加となっています。

■ 未婚率の推移



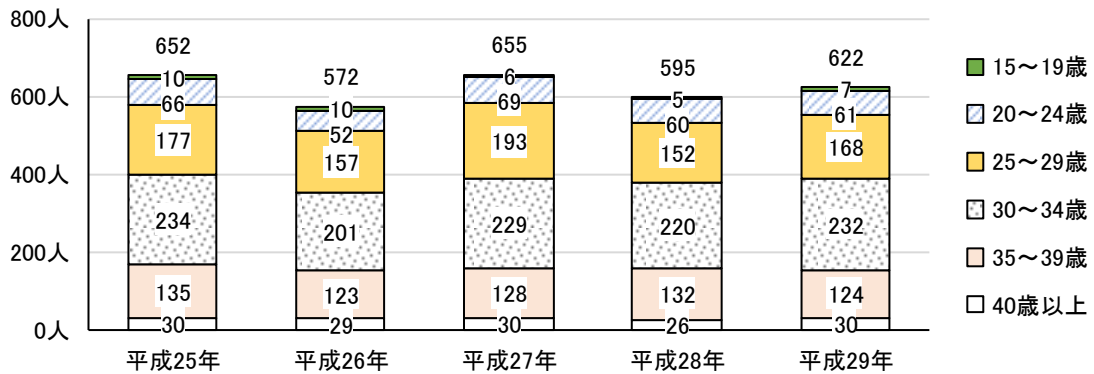
資料: 国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

当市の出生数は、概ね 600 人前後で推移しており、平成 29 年では 622 人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、30～34 歳が多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

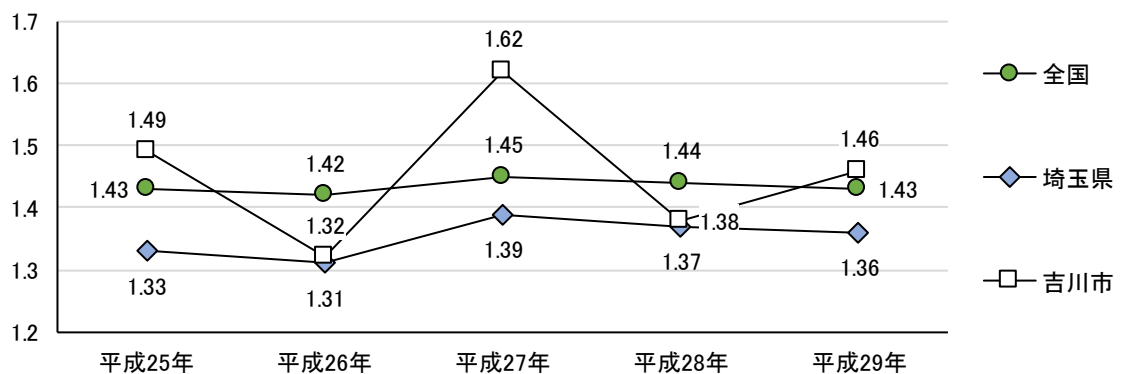


資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。当市の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.46 となっており、全国及び埼玉県の数値を上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

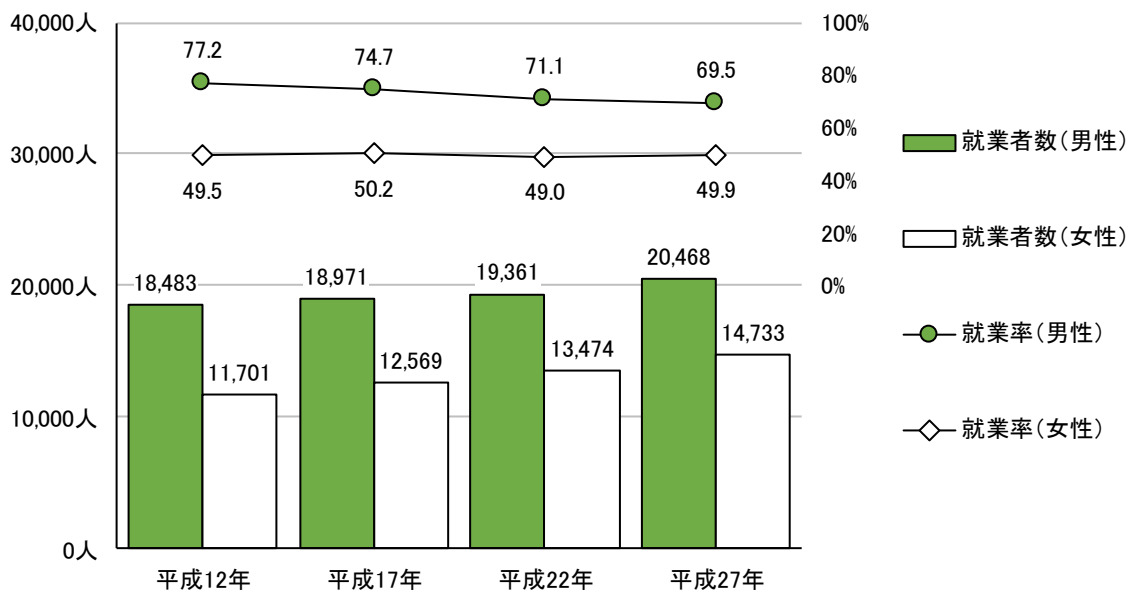
3 就業の状況

(1) 就業者数

当市の就業者数は、平成12年から年々増加し、平成27年では男性20,468人、女性14,733人となっています。

団塊の世代が定年退職をしたことなどから、男性の就業率は年々減少していますが、近年、女性の社会進出が進んでいることなどから、女性の就業率は横ばいとなっています。

■ 就業者数の推移



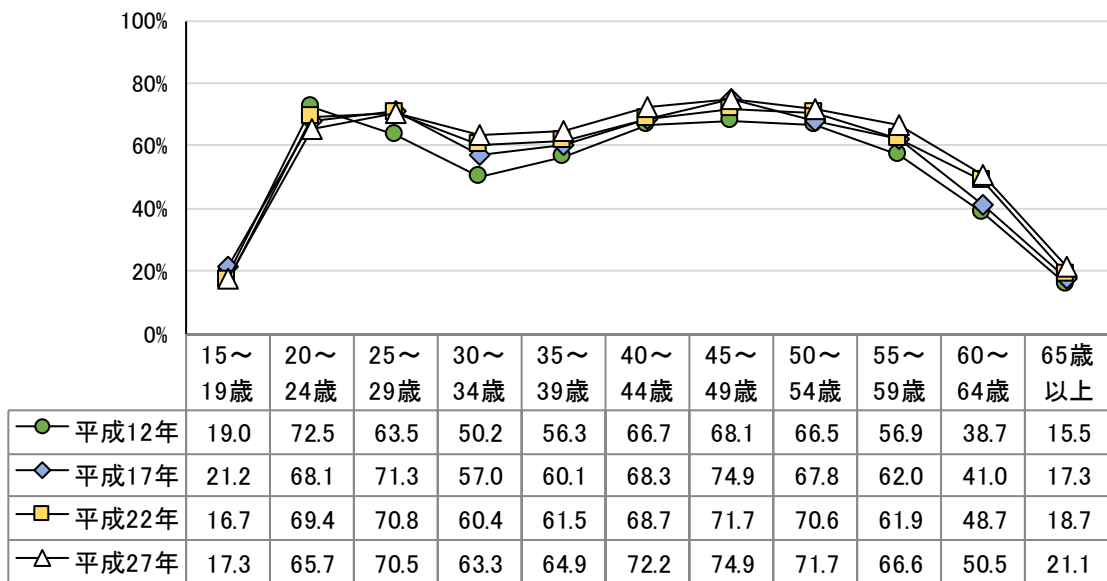
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

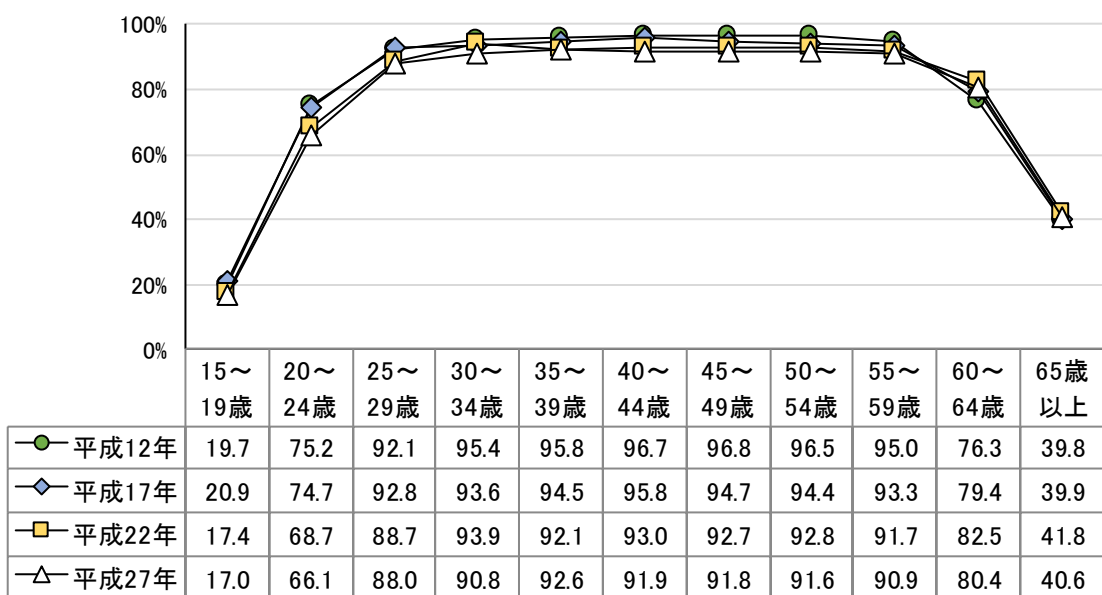
女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しますが、年々M字の谷の部分が増加傾向にあります。

■女性の年齢別労働力率



資料: 国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料: 国勢調査

4 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

○調査実施期間：平成 30 年 11 月～12 月

調査区分	配布数（票）	回収数	回収率（％）
就学前児童保護者	1,500	782	52.1
小学生児童保護者	1,500	770	51.3
合計	3,000	1,552	51.7

※住民基本台帳による無作為抽出

○調査方法：郵送による調査票の配布及び回収

(4) 結果からみえる課題

①地域で安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり

今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、孤立する子育て家庭が増加していくことが想定され、相談する相手が身近にいない家庭に対して、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の充実が求められています。

②妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

子どもの健やかな成長のためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。そのため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

③幼児期の教育・保育の充実

ニーズ調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者調査ともに母親が就労している割合が前回調査に比べて高くなっています。また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も多くなっています。

また、女性の年齢別労働力率における「M字曲線」の谷の部分の減少、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの需要が高まることが考えられます。そのため、子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

そして、働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させる必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの視点に立ち、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている子どもの最善の利益が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

子どもの最善の利益の実現を第一に考える中で、地域社会が子育て家庭に寄り添い、各家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることなどを通じて、全ての保護者が子どもと向き合える環境を整え、全ての子育て家庭の多様な「希望」がかなえられるまちづくりを目指します。

また、子育て支援は、保護者に対して単に育児の肩代わりをするものではなく、子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できる支援が必要です。そのため、行政のみならず、地域住民、事業主などが連携・協働し社会全体で子育てを支援していきます。

◆◆基本理念◆◆

子どもや子育て家庭の希望がかなうために

子どもの最善の利益の実現を第一に考え、全ての子どもが希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できるまちづくりを目指します。

安心して妊娠、出産、育児ができるために

子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

また、子どもの人権が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みの充実を目指します。

安心して子育てができる生活環境を整えるために

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

また、安全・安心に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮したまちづくりを目指します。

2 基本施策

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、基本理念に基づく子ども・子育て支援施策を掲げ、推進していきます。

(1) 「子ども・子育て支援法」に基づく重点施策

重点施策 1 幼児期の教育・保育事業の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の教育・保育の充実を図ります。

重点施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の充実を図ります。この施策には、子ども・子育て支援法による13事業を定めています。

(2) 基本理念に基づく子ども・子育て支援施策

施策 1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子どもの未来をつなぐ支援
- 3 ひとり親家庭に対する支援
- 4 子育てに対する経済的支援

施策 2 安心して妊娠、出産、育児ができるために

- 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
- 2 児童虐待防止対策の推進
- 3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援

施策 3 安心して子育てができる生活環境を整えるために

- 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- 2 子どもの安全のための支援

3 計画の体系

取組	施策	施策の内容等
「子ども・子育て支援法」に基づく重点施策	重点施策1 幼児期の教育・保育事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容
	重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者支援事業 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6 子育て短期支援事業 7 子育て援助活動支援事業 8 一時預かり事業 9 延長保育事業（時間外保育事業） 10 病児保育事業 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
基本理念に基づく子ども・子育て支援施策	施策1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における子育て支援の充実 2 子どもの未来をつなぐ支援 3 ひとり親家庭等への支援の充実 4 子育て家庭への経済的な支援
	施策2 安心して妊娠、出産、育児ができるために	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援 2 児童虐待防止対策の推進 3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援
	施策3 安心して子育てができる生活環境を整えるために	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 2 子どもの安全のための支援

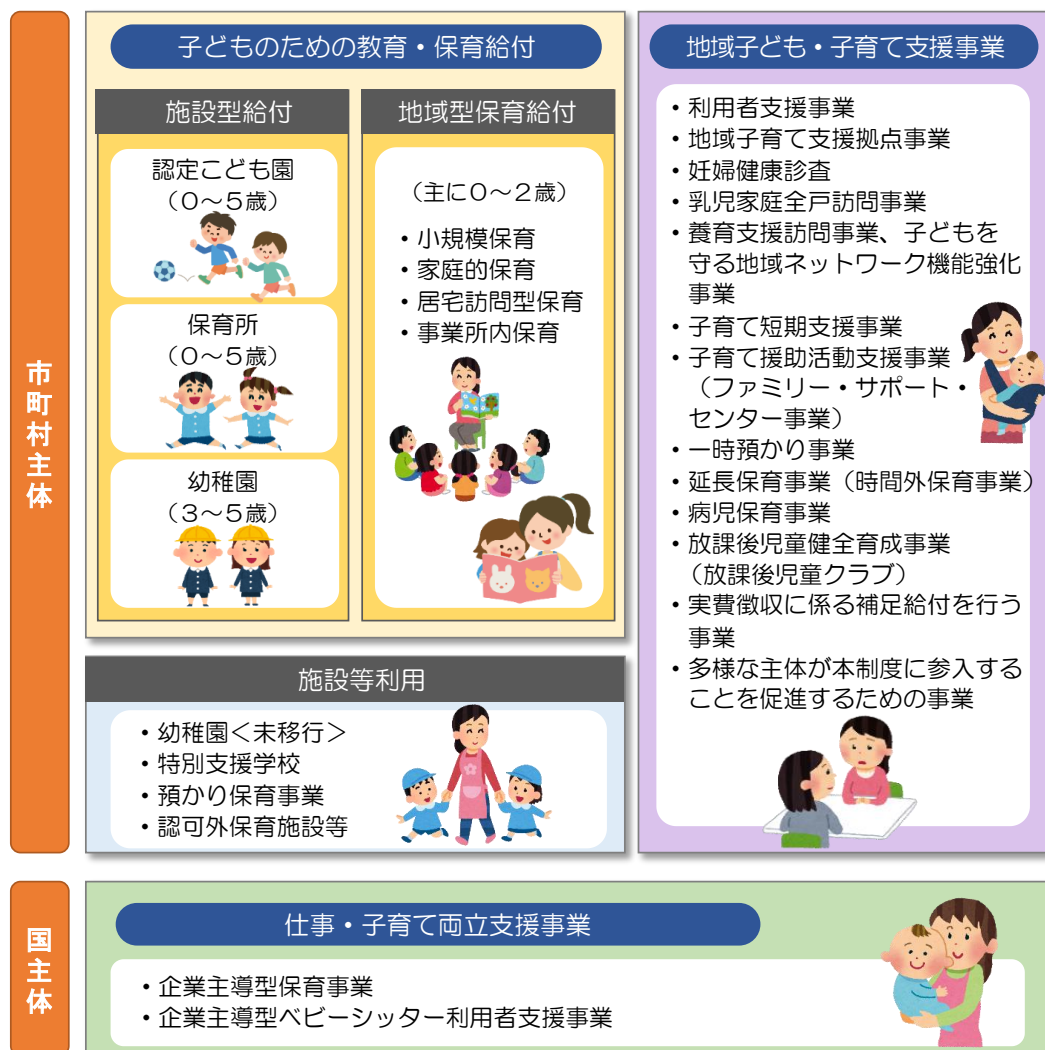
第4章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法に基づき市が作成する「吉川市子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本章では、これらの事業計画について示します。

市が保護者等に提供するサービスは、主に「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

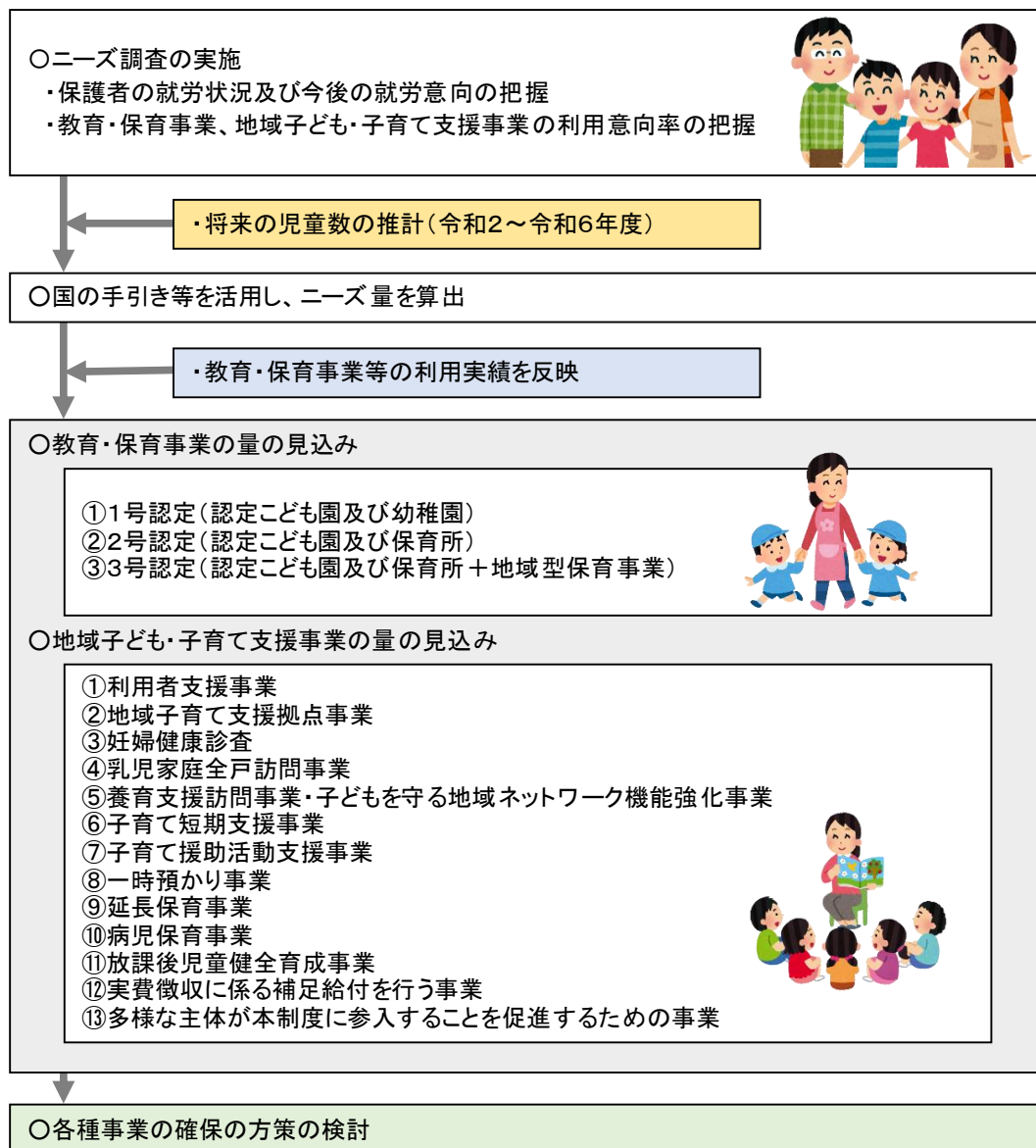
■子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和2年度から令和6年度までの本計画の対象となる推計児童数。

(次頁参照)

※見込み量：量の見込みとは、平成31年に市が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

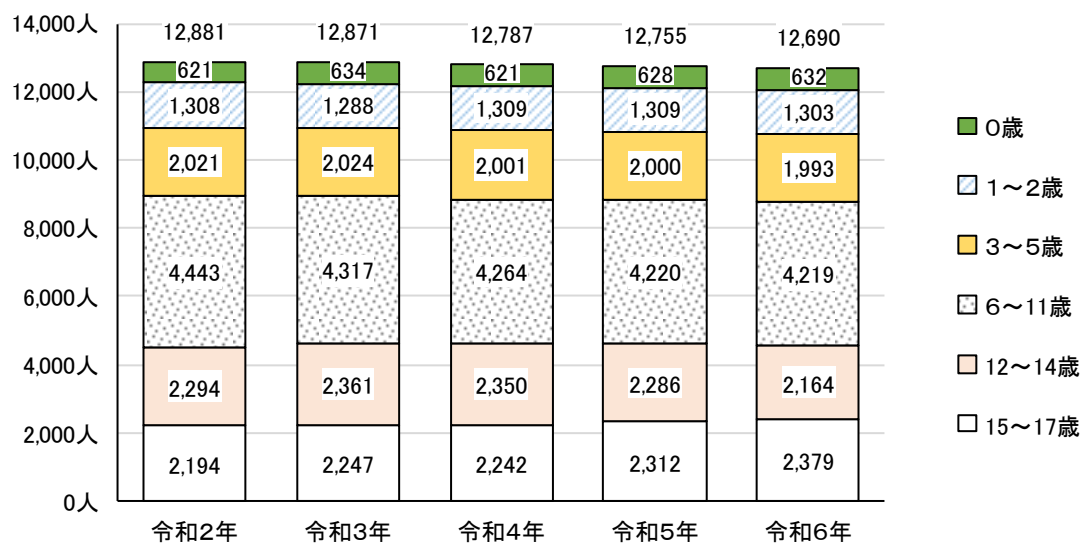
※確保方策：確保方策とは、量の見込み(必要事業量)に対して計画する確保の量や内容のこと。

(3) 推計児童数

本計画の対象となる将来の児童数の推計については、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※¹により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、減少することが予測され、令和2年の12,881人から令和6年には12,690人となり、191人の減少が見込まれます。

■ 将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための、単位となる市内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

第1期計画では、中学校区で3つの教育・保育提供区域を設定していましたが、実際の施設利用については、市域が比較的狭いため、居住地区を超えた利用実態があること、また市民にとってわかりやすい区域であることなどから、提供区域を見直し、1区域として設定します。

重点施策 1 幼児期の教育・保育事業の充実

幼児期における教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮するとともに、子どもの健やかな成長と発達が保障されるよう教育・保育事業を実施します。

国から示された基本指針等に従って、計画期間における幼児期の教育・保育事業（子どものための教育・保育給付）の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。年齢で区分した認定区分、利用できる主な施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定) ※1日4時間程度	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定) ※最大11時間の利用	保育所(園) 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定) ※最大8時間の利用	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

■教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方

	計画年度	
	令和2年度	令和3年度
量の見込み		
確保方策		
特定教育・保育施設		
私学助成の幼稚園		
過不足		

量の見込み：
将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示

確保方策：
現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示

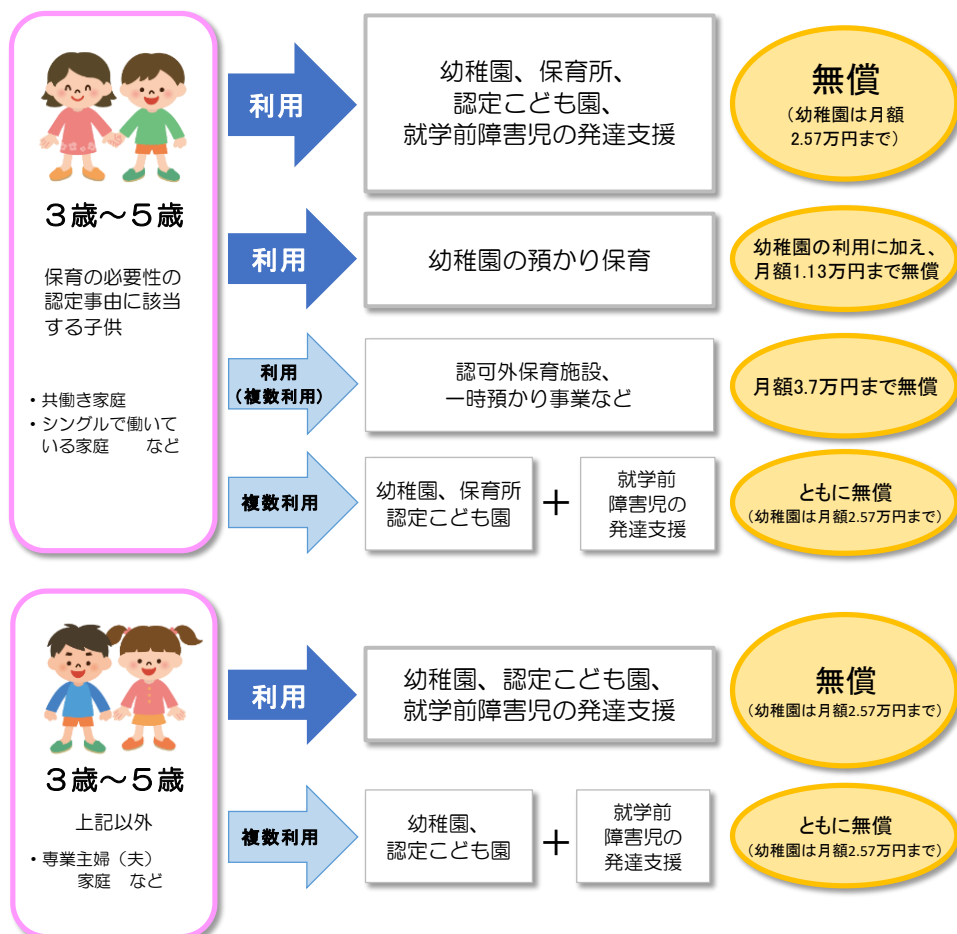
確保方策から量の見込みを引いて算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）

なお、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 幼児教育・保育の無償化の内容

対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。 ○0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。
幼稚園の預かり保育	○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までの子どもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無償化されます。 ○幼稚園、保育所、認定こども園も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

■ 幼児教育の無償化のイメージ



(1) 認定こども園及び幼稚園 [1号認定]

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所（園）と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は「特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）」、「私学助成の幼稚園」の2種類となります。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○ニーズ調査結果及び第1期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。

○保育ニーズが高まっている中、認定こども園や幼稚園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。

○幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■第1期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	1,307	1,193	1,329	1,298	1,298

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳
量の見込み	1,245	1,255	1,249	1,254	1,258
確保方策					
特定教育・ 保育施設	15	15	15	15	15
私学助成の 幼稚園	1,745	1,745	1,745	1,745	1,745
過不足	515	505	511	506	502

(2) 認定こども園及び認可保育所(園)、特定地域型保育事業、認可外保育施設 [2号・3号認定]

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない子どもの保育を行うものです。「特定教育・保育施設(保育所(園)・認定こども園)」、「特定地域型保育事業」、「認可外保育施設」があります。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

- ニーズ調査結果及び第1期計画における利用実績から必要な量の見込みを算出しました。
- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者の就労の希望を実現できるよう、保育所(園)等において、保育利用定員の確保を図ります。
- 幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■ 第 1 期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳
利用実績	574	80	339	599	96	411	652	102	441
区分	平成 30 年度			令和元年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳			
利用実績	705	119	478	693	114	487			

■ 第 2 期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
	2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳
量の見込み	667	123	498	684	129	504	680	130	526
確保方策									
特定教育・保育施設	845	104	388	845	104	388	845	104	388
特定地域型保育事業	/	21	111	/	21	111	/	24	127
認可外保育施設	6	5	17	6	5	17	6	6	17
過不足	184	7	18	167	1	12	171	3	6
区分	令和 5 年度			令和 6 年度					
	2 号	3 号		2 号	3 号				
	3~5 歳	0 歳	1,2 歳	3~5 歳	0 歳	1,2 歳			
量の見込み	686	135	539	688	140	551			
確保方策									
特定教育・保育施設	905	110	412	905	110	412			
特定地域型保育事業	/	24	127	/	27	143			
認可外保育施設	6	5	17	6	5	17			
過不足	225	4	17	223	2	21			

2 教育・保育の提供及びその推進に関する体制の確保の内容

(1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子育て支援課窓口等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2) 教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

幼児教育・保育については、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究など連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に努めていきます。

幼稚園教育要領や保育所保育指針などを踏まえながら、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育所（園）及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携促進に努めます。

(4) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

重点施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援をします。

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

1 利用者支援事業

子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目ない支援体制を構築します。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまう課題があります。

○当市では、保育幼稚園課に保育コンシェルジュを、子育て支援課に子育て支援コーディネーターを配置し、相談業務を行っています。また、保健センター内には、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に保健師等の専門職が対応しています。必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

■第1期計画の利用実績値 (単位:か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施か所数	0	0	1	2	3

■第2期計画の量の見込みと確保方策 (単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所数	3	3	3	3	3

2 地域子育て支援拠点事業

子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

- 市内3か所の子育て支援センターにおいて、専門職員による子育て家庭に対する相談、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。
- 引き続き事業を広く周知し、利用者の拡大を図ります。

■第1期計画の利用実績値

(単位：人/年、か所)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	29,749	27,033	24,948	26,788	26,800
か所数	3	3	3	3	3

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28,675	28,680	28,685	28,690	28,695
か所数	3	3	3	3	3

3 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期的に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査助成券 14 回分を交付しています。

○今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

■第 1 期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	711	714	700	651	620

■第 2 期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	670	670	670	670	670
確保方策	実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査助成券を発行 実施時期：通年				

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、看護師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○市内の乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に対し、看護師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

○訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

■第1期計画の利用実績値

(単位:人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	434	576	610	614	600

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	650	650	650	650	650
確保方策	実施体制：保健師、助産師、看護師等 実施機関：健康増進課 実施方法：訪問				

5 - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、市の保健師等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、専門職の拡充を図り支援していきます。

■第1期計画の実績値

(単位:人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	23	61	86	96	100

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保方策	実施体制：保健師、管理栄養士等 実施機関：健康増進課 実施方法：訪問				

5-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「要保護児童対策地域協議会」の調整機関の職員及び関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、子育て世代地域包括支援センターとの連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっています。国では児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年6月に成立し、令和2年4月より施行されます。
- 当市においても、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるよう要保護児童対策協議会の機能強化を図ることが必要となっています。
- 児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行う他、支援者の意識向上を図るため児童虐待防止に関する研修を行います。

6 子育て短期支援事業

保護者の疾病や社会的事由により、家庭において養育することが一時的に困難となった場合に利用できる事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○県内の児童福祉施設に委託し、実施します。

○関係機関との連携をとりながら子育て家庭の負担軽減のため、幅広く事業の周知を徹底します。

■第1期計画の実績値

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	0	0	0	0	0

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動行う事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○当市では、子どもの送迎等の援助を受けたい小学生6年生以下の子どもを持つ保護者と、援助を行う方との連絡・調整を実施しています。

○引き続き、就学児童等をもつ利用会員の拡大のため、事業の周知を図るとともに、協力会員の拡大と安定的な確保に努めます。

■第1期計画の実績値

（単位：人日／年）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	2,665	2,866	3,399	2,880	2,900

■第2期計画の量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,384	3,384	3,384	3,384	3,384
確保方策	3,384	3,384	3,384	3,384	3,384

8 一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園及び保育所（園）などで一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

（１）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○本市では、私立幼稚園において、預かり保育を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。幼稚園において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■第1期計画の利用実績値 (単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	13,458	16,750	18,466	19,094	19,744

■第2期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み					
1号利用	5,738	6,242	6,661	7,148	7,610
2号利用	14,070	15,305	16,333	17,524	18,660
確保方策	19,808	21,547	22,994	24,672	26,270

(2) その他の一時預かり

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○本市では、保育所（園）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）において、一時預かり事業を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。市内の既存の保育所（園）における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■第1期計画の利用実績値 (単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	2,547	2,698	2,431	2,431	899

■第2期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,594	2,592	2,582	2,586	2,580
確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

9 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。各施設において延長保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■第1期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	302	223	237	347	347

■第2期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	348	362	375	390	404
確保方策	348	362	375	390	404

10 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する病児・病後児保育事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

また、緊急サポート事業は、緊急性を伴う預かりを会員同士の相互の助け合いで行う事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○本市では、1か所において病児・病後児保育を実施しています。

○量の見込みについては、第1期計画における利用実績を基に見込みました。既存の病児・病後児保育室の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

■第1期計画の利用実績値

(単位：人日/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績	302	223	237	347	238

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	338	348	360	373	387
確保方策					
病児保育事業	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
緊急サポート事業	120	120	120	120	120

11 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

仕事等により保護者が放課後家庭にいない小学生に対し、放課後の居場所を確保し、適切な遊びや生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

○本市では、放課後児童クラブ 9 か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

○量の見込みについては、ニーズ調査結果及び第 1 期計画における利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

■第 1 期計画の利用実績値 (単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用実績	626	721	721	718	825
か所	9	9	9	9	9

■第 2 期計画の量の見込みと確保方策 (単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	897	909	921	927	955
確保方策	920	920	960	960	960
か所	9	9	9	9	9

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び一定の要件を満たす第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営については、事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

施策1 子どもや子育て家庭の希望がかなうために

1 地域における子育て支援の充実

在宅で保育を行う家庭を含む全ての子育て家庭に対する支援の観点から、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページやガイドブック等の充実を図ります。

No.	事業名等	事業内容
1	子育て支援センター運営事業	子育て中の保護者が子どもと一緒に気軽に立ち寄れる場所を提供し、子育てに関する様々な情報を提供するとともに、保護者同士の交流や情報交換を図りながら、子育て相談、体験を通して親子で遊ぶ楽しさを学ぶ子育て講座、各地域に向けた出前講座などを実施します。
2	児童館運営事業	体力増進事業、体験活動事業、子育て支援事業など、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助します。 子育て支援の場を提供するとともに、母親クラブの支援や援助を行います。 施設・設備の維持管理業務及び遊具等の貸出業務を行います。
3	家庭児童相談事業	家庭児童相談員が家庭における子どもの様々な相談を受けることにより、相談者の不安の解消や問題の解決につなげます。
4	青少年相談員活動推進事業	青少年相談員協議会が行う事業に対し、補助金を交付し、青少年の健全な育成を図ります。
5	放課後子ども教室事業	学校・地域の協力を得ながら、放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、様々な体験活動を通して、学力・体力・非認知能力のさらなる向上を目指します。
6	地域寺子屋事業	長期休暇期間に子どもから大人までさまざまな世代が交流する場として地域の集会所を開放し、安全で安心な子どもの居場所をつくります。
7	保幼小連絡協議会	幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）について、「保幼小連絡協議会」をベースとした情報交換や関係職員の連携により、スムーズな就学を目指します。

2 子どもの未来をつなぐ支援

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにする必要があります。

当市では、平成31年3月に策定した「吉川市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、市民・地域・行政が複合的な課題を抱えている子ども・家庭に気づき、必要な支援につなげていけるよう「であう・きづく・つなぐ・つながる未来」に向けて、連携を強化し、支援の輪を広げています。

No.	事業名等	事業内容
8	子どもの貧困対策推進事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、支援を必要とする人が、確実に支援につながるができるよう「子どもの貧困対策推進計画」を推進します。
9	教育相談事業	学校や家庭での教育に関する悩みについて、関係機関との連携を図り、相談内容の解決を目指します。 不登校に関する相談については、必要に応じてアウトリーチ支援（家庭訪問支援）を行います。
10	子どもの学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い・活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。
11	就学援助事業	保護者の経済的理由によって、子どもの就学が困難と認められる場合に、学校給食費、学用品費、修学旅行費等の就学に必要な費用の一部を援助します。

3 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係機関と連携し相談機能の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせて、資格技能取得も含めた就業支援の充実を図るとともに、児童扶養手当の支給など経済的支援を行います。

No.	事業名等	事業内容
12	ひとり親家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員が電話相談や来所相談などにより、様々な問題について伴走型の支援を行います。 就労に有利な資格や技能を習得し、安定した収入につなげるため、母子家庭の母や父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給します。
13	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の福祉の増進のために、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで、医療費（保険診療分）の一部を助成します。
14	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等への経済的支援を目的として、子どもが18歳（一定の障がいがある場合は20歳未満）になるまで、子どもの人数、所得に応じて手当を支給します。

4 子育て家庭への経済的な支援

妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもをもつこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

当市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学に当たっての援助をするなど経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をします。

No.	事業名等	事業内容
15	児童手当支給事業	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するために、中学校終了前の児童を養育している保護者に手当を支給します。
16	子ども医療費支給事業	保護者の経済的不安を軽減し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るために、子どもに係る医療費の一部を助成します。
17	幼児教育・保育の無償化	国が対象とする幼児教育・保育（保育園、幼稚園、認定こども園など）の無償化制度を適切に運営することにより、就学前の保護者の負担を軽減し、就労を支えます。

施策2 安心して妊娠、出産、育児ができるために

1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援

全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うため、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図ります。

また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させ、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し、継続した支援をより一層推進します。支援が必要な妊婦に対しては、子育て世代包括支援センターが中心となり、早期に支援を開始できるよう努めます。

No.	事業名等	事業内容
18	子育て世代包括支援センター運営事業（※再掲）	保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援を提供します。
19	母子保健事業	妊婦健康診査、妊産婦保健指導、新生児訪問、乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などを行います。
20	乳児家庭全戸訪問事業（※再掲）	母子保健支援員が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供等を実施します。
21	不妊治療等費用助成事業	早期にライフプランを考え、子どもを望む夫婦に対して、不妊検査、不育症検査又は不妊治療の負担金の一部を助成します。
22	産前・産後ヘルプサービス事業	妊娠中または出産後1年未満の子どもを養育する保護者に対して、市が認めた事業所のヘルパーが利用者宅へ出向き、家事や育児の援助を行います。なお、その利用料の一部を市が助成します。
23	ホームスタート事業	市から委託されたホームスタートよしかわ推進協議会のビジターが、育児に不安を抱えている保護者を対象に、家庭訪問を通じて育児相談を行い、保護者の孤立を防ぎます。

2 児童虐待防止対策の推進

多様化・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、アウトリーチを含めた相談業務を始め、当事者の目線に立った寄り添い型の支援に取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会においては、関係機関が連携し、長期的な視野で児童や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

そして、大人から育児放棄や暴行、虐待などを受けることなく、子どもとしての権利が保障されるよう「児童の権利に関する条約」を普及するとともに、子どもの意見が反映される社会づくりなど、子どもが子どもとして育つ権利が確保されるよう、引き続き啓発を行っていきます。

No.	事業名等	事業内容
24	児童虐待防止対策事業	支援が必要な児童や保護者に対し、社会資源の調整・相談・家庭訪問を通じて支援をします。また、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会において必要な協議・検討を行い、支援策を実施します。虐待防止に向けて、オレンジリボンキャンペーンを展開し、広く周知します。 また、子育て講座を通じて、保護者がしつけのスキルを学ぶことにより、親子関係を改善し、保護者の子育てのストレスの軽減を目指します。
25	安全確認が必要な児童の把握	健康診査未受診者、未就園児、不就学児の実態把握に努め、未受診児（家庭）への受診勧奨や家庭への支援体制の構築につなげます。
26	要保護児童対策地域協議会の専門性向上	調整機関に児童福祉司などの専門職を配置するとともに、職員の技能・資質の向上を図るため、専門職員研修等の受講に努めます。
27	児童ショートステイ事業	社会的事由によって、家庭における児童の養育が困難となった3歳未満児童を対象に、乳児院において養育を一時的に行います。
28	配偶者からの暴力防止及び被害者保護事業	吉川市配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からのDV相談や情報提供等の支援を行うとともに、DVやDV防止について、広く市民へ啓発します。
29	女性総合相談事業	女性が抱える悩みなどの問題全般について、婦人相談員による相談を実施します。

3 障がい児や発達障がいを抱えた子どもやその保護者に対する支援

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とした支援を心がけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携を充実させていきます。

また、障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育を行います。

No.	事業名等	事業内容
30	障がい者相談支援事業	障がい者計画や障がい福祉計画等に基づき、窓口や電話での相談を受け、適切な制度や福祉サービスを案内するとともに、必要に応じて保健・医療など関係機関と連携を図り、適切かつ効果的なサービスを検討・調整し、総合的な相談支援を行います。
31	発達障がい児(者)支援事業	保育所・幼稚園・発達センター職員等を対象とした、発達障がいに係る研修会を実施します。 市内の保育所・幼稚園に発達支援専門員(作業療法士・心理士等)が訪問し、保育者に対して指導・助言を行います。 発達が気になる児をもつ保護者を対象に、ペアレントトレーニング等の講習会を開催し、発達障がい児の子育て経験者との交流の機会をつくりながら支援します。
32	こども発達センター運営事業	障がい及び発達に遅れがあると思われる乳幼児とその保護者を対象に、通所による集団療育及び個別指導を行うとともに、相談や学習会を通じた保護者の支援や、保育所入所児との交流を行います。 大型遊具の設置などによる療育環境の充実や、母子通所事業、相談事業による保護者支援の充実を図ります。
33	障害児通所支援事業	障がいのある児童や発達に心配がある児童に、療育(児童発達支援、放課後等デイサービス)を提供するとともに、障がい児を支援する様々な関係機関と連携を図りながら情報交換を行います。
34	障がい児保育事業	障がいなどがある乳幼児の保育を行う場合、障がい児担当の保育士等(加配)を配置することで、保育体制の充実を図ります。

施策3 安心して子育てができる生活環境を整えるために

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

また、「女性活躍推進法」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職の支援や起業を目指す女性に対する相談や情報提供等の支援を行います。

さらに、男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

No.	事業名等	事業内容
35	雇用対策推進事業	テレワーク等の促進を図るなど、個々の希望に応じた多様な働き方を支援するとともに、仕事と家庭生活との両立支援にかかる企業の取り組み事例などについて、市内事業所と労働者に向けて啓発を行います。
36	就労支援事業	ハローワークなど関係機関と連携し、就職相談の実施や就職セミナーの開催、求人情報の提供を行います。
37	男女共同参画推進事業	男女共同参画基本計画に基づき、市民へワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の実現に関する情報提供を行います。
38	送迎保育事業	やむを得ない理由で在籍保育所の開所時間内の送り迎えに間に合わない方を対象として、送迎保育ステーションと市内各園を結び、送迎保育を実施します。

2 子どもの安全のための支援

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育を積極的に展開するとともに、PTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、PTA等の学校関係者やボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組みます。

No.	事業名等	事業内容
39	子どもの見守り活動の推進	<p>自主防犯活動団体へパトロール用具を配布するとともに、青色防犯パトロール車を貸出することで、自主防犯活動団体による防犯パトロールで、子どもの見守り活動の推進を図ります。</p> <p>また、自主防犯活動団体の活動拠点として、保第2公園防犯活動ステーションを設置しました。主な活動として吉川駅北口周辺の監視、子どもの見守り、犯罪情報等の提供、犯罪者・不審者等の警察への通報などを行います。</p> <p>子どもたちの下校の時間や長期休暇中に、防災行政無線により見守りに関する一斉放送を行い、犯罪抑止を図ります。</p>
40	交通安全運動推進事業	<p>通学路に吉川市交通指導員を置き、児童、生徒の安全な通行のため、交通整理及び交通指導を行っております。また、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを通じて、交通安全に関する啓発活動に努めます。</p>
41	通学路等安全対策の推進	<p>通学路や保育所等の散歩経路における交通、防犯に関する危険箇所について、PTAや学校と連携し、点検や現状把握、対策の検討を行い、安全なまちづくりを推進します。</p>
42	防犯灯整備事業	<p>新たな道路開通や住宅立地に伴い、防犯灯を設置し、夜間通行の安全を確保するとともに、犯罪被害の防止を図ります。</p>
43	子ども110番の家設置推進	<p>子どもの身を守るために、協力依頼に基づき、地域の一般事業所や家庭を「子ども110番の家」として、危険に遭遇した時の避難場所を設置します。</p>

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進により目指していく子ども・子育て支援とは、第一に子どもの健やかな成長が保障され、保護者に対して子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。それにより、保護者の子育ての責任が果たされると同時に、幼い我が子と向き合い、しっかりと子育てに取り組める親としての権利が守られることにもなります。

そのため、当市では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係機関等との連携を図りながら、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする計画に掲げた事業・施策の総合的な実施を図ります。

また、全ての市民が、子育ての最も大きな責任は保護者が有することを前提としながらも、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

(1) 家族の役割

家庭では子どもの視点に立って、十分な愛情をもって子どもに接しながら、人としての基本的なしつけや社会のルールを教えるなど、子どもの育ちに責任をもつことが大切です。さらに、保護者自身が地域の中で、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、地域の子育て支援に対し役割を果たしていくことが求められます。

(2) 地域の役割

全ての市民が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、地域全体で子育てを支援し、子どもの成長を地域全体で見守っていくことが求められます。

また、家庭、地域、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの子どもの生活の場が相互に連携し、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要であり、特に教育・保育施設は、地域に開かれたものとなり、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

(3) 企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、保護者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援などを通じて、保護者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

2 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、広範な分野にまたがる子ども・子育て支援の施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「吉川市児童福祉審議会」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、子ども・子育て支援の環境向上に努めます。

3 計画の周知及び広報

本計画の推進に当たっては、各年度の計画の達成状況について「吉川市児童福祉審議会」において点検及び評価を実施し、点検及び評価の結果については、ホームページにより市民に公開し周知を図ります。

4 持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持った取り組み

当市では平成 27 年に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の要素を盛り込み様々な取り組みを進めています。

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略称であり、貧困、健康、教育、まちづくり、環境など様々な社会問題の解決に向けて採択された 17 の目標のことで

す。SDGs の視点を考慮しながら、本計画の施策や事業を着実に実施することで、誰ひとり取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

